

令和4年9月2日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社東城組
業者の住所 : 長野県茅野市泉野1909
- 指名停止措置期間 : 令和4年9月2日から令和4年10月1日まで（1ヵ月）
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)東城組の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の違反行為を行ったことにより、令和3年11月16日、諏訪簡易裁判所より罰金刑の略式命令を受けた。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)東城組の役員が公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号（下記参照）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長	早川 保弘	電話番号 (052) 953-8138
	建設専門官	田川 慎二	